

各府省質問・意見に対する回答

《目 次》

	ページ
No.1 内閣府	1
No.2～7 総務省	2
No.8 法務省	4
No.9～16 文部科学省	5
No.17～21 厚生労働省	8
No.22～24 農林水産省	10
No.25～29 経済産業省	12
No.30～36 国土交通省	14
No.37～46 環境省	18

No.	省庁名	質問・意見	回答
2	総務省	<p>○地方自治法第9条の5第1項及び第2項について 法令上、都道府県の権限を市町村に移譲した場合には、条例による事務処理の特例制度により都道府県の事務を市町村が処理することとした場合と異なり、都道府県知事は市町村に対する是正の要求等の権限を持たないこととなるなど、法令による権限移譲と条例による事務処理特例制度では都道府県と市町村の関係に違いがある。 こうした点について、貴協議会事務局としてのお考えを伺いたい。</p>	<p>●事務処理特例条例については、基本回答＜事務処理特例条例との関係＞を参照してください。</p>
		<p>○地方自治法第284条について 新たに設置される特別区が、一部事務組合等への加入や新規の設立をするか否かについては、特別区が設置されてから特別区自身が判断するというのが、法の趣旨から自然な考え方であると認識しているが、このことについて、貴協議会事務局としてのお考えを伺いたい。</p>	<p>●新たな大都市制度への移行にあたっては、住民サービスに支障をきたさないよう、移行当初から円滑な執行体制を構築することが不可欠であるため、特別区設置時点からの一部事務組合の設置を可能とするような法改正をお願いします。 ●また、現在大阪市が加入している一部事務組合等について、特別区が加入することとする場合には、その規約を変更する必要があるが、事務の円滑な承継、関係する他自治体等への影響等も考慮して、市町村合併特例法と同様の特例規定を設けていただきたいと考えます。</p>
3	総務省	公職選挙法施行令第59条の2第1号及び同令第59条第3項第1号並びに日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第73条第1号及び同令第74条第3項第1号に規定する両下肢等の障害の程度を書面により証明する事務については、身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県、指定都市及び中核市の事務とされているところであるため、特別区長が身体障害者手帳交付台帳を備えるものとなる前提である限り、意見はない。	<p>●身体障害者手帳交付事務は住民に身近な福祉サービスであり、特別区において実施することとしているため、身体障害者手帳交付台帳は特別区長が備えることとなります。</p>
4	総務省	<p>(1) 府と市の再編に当たり、「都共済は設置せず府の職員は従来どおり地方職員共済組合、特別区の職員は市町村職員共済組合に加入する」という案であるが、以下の理解でよろしいか。 新たな広域自治体の職員は、地方職員共済組合に加入し、特別区の職員は、市町村職員共済組合に加入する。 (地方職員共済組合は、道府県及び新たな広域自治体の職員等、大阪の市町村職員共済組合は、市町村及び大阪の特別区の職員をもって組織することとなる。) (2) 上記のとおりとした場合、大阪市職員共済組合の権利義務等については、大阪の市町村職員共済組合と地方職員共済組合の間で、どのように継承すると考えているか。</p>	<p>(1) (2) 府の職員は従来どおり地方職員共済組合への加入となります。ただし、今回の事務分担（案）では、現在大阪市が行っている消防業務が新たな広域自治体の事務になるなど、再編時には府市相互間の人事異動も想定されるので、これらの点については関係者とも協議しつつ検討を進めることとし、その際の権利義務等の継承については関係者とも協議しつつ、今後検討を進めることとしています。</p>

総務省自治行政局市町村課との協議概要

日時：平成 25 年 11 月 29 日（金） 14 時～15 時

場所：総務省内会議室

訪問先：総務省自治行政局市町村課 松谷課長補佐、浅見主査

訪問者：榎下課長、平野係長（事務事業調整）、藤田係長（大都市制度）

○ 一部事務組合等について

- 新たに設置される特別区のみで組織する一部事務組合等については、特別区がその設置後に判断すべきと考えるが、専決処分で対応することも検討されたい。
- 他方で、現在大阪市が組織している一部事務組合等については、他の関係団体の合意を得る必要もあるため、市町村合併等の例も参考にしつつ研究してみる。

○ 新たに生じた土地の告示（地方自治法第 9 条の 5）について

- 是正の要求の特例規定があることも踏まえ、事務処理特例条例で対応できないか。